

文教くらし委員会記録

開催日時 平成25年7月4日(木) 13:03~14:53

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

藤野 良次 委員長
宮本 次郎 副委員長
宮木 健一 委員
大坪 宏通 委員
浅川 清仁 委員
中野 雅史 委員
奥山 博康 委員
和田 恵治 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長、富岡教育長ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第39号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第2号)

(文教くらし委員会所管分)

議第46号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第51号 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

報第1号 平成24年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成24年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第7号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第8号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について

(2) その他

<会議の経過>

○藤野委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局次長から自己紹介及び新任担当書記の紹介を願います。

○古市事務局次長 失礼します。事務局次長の古市でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それから、新たに当委員会を所管することになりました総務課課長補佐の津田でございます。

○津田書記 津田でございます。よろしくお願いいたします。

○古市事務局次長 よろしくお願いします。

○藤野委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求していますので、ご了承願います。

次に、4月1日付で理事者に異動がありましたので、くらし創造部部長兼景観・環境局長、教育長の順に関係理事、次長、課長を紹介願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、4月1日付の人事異動によりまして、新たに当委員会に出席させていただいております、くらし創造部、景観・環境局の職員を紹介させていただきます。

私の右隣でございます。山菅くらし創造部次長でございます。

○山菅くらし創造部次長（企画管理室長事務取扱） 山菅でございます。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 山菅は、企画管理室長を兼務しております。

次に、森青少年・生涯学習課長でございます。

○森青少年・生涯学習課長 森でございます。よろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 続きまして、槌野人権施策課長でございます。

○槌野人権施策課長 槌野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 姫野消費・生活安全課長でございます。

○姫野消費・生活安全課長 姫野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 中川環境政策課長でございます。

○中川環境政策課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 福住風致景観課長でございます。

○福住風致景観課長 福住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○富岡教育長 教育委員会の事務局の方で、4月1日付で異動ございました。ご紹介させていただきます。

まず、吉田教育理事でございます。

○吉田教育理事 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○富岡教育長 西上生徒指導支援室長でございます。

○西上生徒指導支援室長 西上です。

○富岡教育長 沼田保健体育課長でございます。

○沼田保健体育課長 沼田でございます。よろしく申し上げます。

○藤野委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、よろしくお願いいたします。

6月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局に関係しますものについて説明をさせていただきます。

まず、議第39号、平成25年度奈良県一般会計補正予算（第2号）について、くらし創造費の減額補正についてご説明をさせていただきます。「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」の7ページをお願いしたいと存じます。

9、その他、給与減額支給措置等に係る職員給与費でございます。49億円余の給与減額支給措置等のうち、くらし創造部、景観・環境局に関するものは6,594万5,00

0円でございます。

続きまして、議第46号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

資料「文教くらし委員会（条例関係）」1ページをお願いしたいと存じます。

今回の条例改正は、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴うもののみでございます。この法改正によりまして、動物取扱業の適正化等を図るため、犬猫を販売する動物取扱業の犬猫の所有状況に係る届け出の受理など、今回新たに設けられました事務について、既に移譲をしておりますペットショップなどの動物取扱業の営業登録事務等と同様、奈良市に移譲しようとするものでございます。

なお、奈良市とは事前に協議をし、承諾を得ております。

施行期日は、改正法の施行に合わせまして、本年9月1日を予定しております。

続きまして、議第51号、奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。同資料の9ページ、今回の条例改正は、青少年に携帯電話やスマートフォンが急速に普及し、青少年がインターネット上の有害情報に触れる機会が増加していることから、これらの有害な環境から青少年を守るため、青少年インターネット環境整備法を補完する形で携帯電話事業者等に対して契約の際に使用者が青少年かどうかの確認をし、携帯電話を使ってインターネットを利用することで青少年が有害情報に接したり、犯罪やトラブルに巻き込まれるおそれがあることを書面で説明するように義務づけること、また、フィルタリングサービス解除の要件をやむを得ない理由に限定することなどの改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成25年10月1日、一部は公布の日の施行を予定しております。

続きまして、報第1号、平成24年度奈良県一般会計予算繰越計算書についてご報告をいたします。「第311回定例県議会提出、平成25年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の80ページから記載しております3つの事業、眺望スポット整備事業、歴史的風土保存買入事業、歴史的風土保存買入地整備事業についてでございます。これら3事業につきましては、いずれも国の補正を受けて、平成25年度当初予算と一体となって編成されたもので、既に明許繰り越し費の補正を行っているものでございます。

繰越額は、それぞれ眺望スポット整備事業は695万2,000円、歴史的風土保存買入事業は13億4,210万円、歴史的風土保存買入地整備事業は1,350万円の合計

13億6,255万2,000円でございます。

続きまして、報第7号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況についてご報告をいたします。

なお、公益財団法人奈良県人権センターは、財団法人奈良県解放センターが本年4月1日に公益財団法人に移行するとともに名称を奈良県人権センターに変更したものでございます。従来より、当センターでは同和問題をはじめとする人権全般についての取り組みを行ってきたところでありますが、公益財団法人への移行を機に、これをより明確化するため奈良県人権センターと改称したところでございます。

まずは、平成24年度事業報告でございます。公益財団法人奈良県人権センター「平成24年度（2012年度）業務報告書」の1ページ、事業の実施状況についてでございます。施設の管理運営につきましては、4団体1事業者と通年利用を契約したもののほか、452回の研修室や会議室の利用を得たところでございます。

2ページからは財務諸表でございます。

4ページから5ページの、正味財産増減計算書でご説明をさせていただきたいと存じます。

経常増減の部、(1)経常収益といたしまして、貸し館に伴います事務室等の使用料収入、県からの補助金収入、その他記載のものを合わせまして経常収益の合計は、(A)1,508万8,285円でございます。また、(2)の経常費用といたしまして、事業費、職員給与などの管理費を合わせまして、経常費用の合計(B)は2,073万2,821円でございます。

以上、経常収益と経常費用の差額でございます当期経常増減額(C)はマイナス564万4,536円となっております。このマイナスの大きな要因は、建物などの減価償却費によるものでございます。

また、2の経常外増減の部につきましては、収益、費用ともございませんでしたので、当期一般正味財産増減額、(G)はマイナス564万4,536円となります。一般正味財産期首残高、(H)1億9,320万5,069円から差し引きをいたしますと、一般正味財産期末残高、(I)は1億8,756万533円となります。

続きまして、「平成25年度（2013年度）事業計画書」の1ページ、事業の実施計画といたしましては、人権啓発の拠点として施設の管理運営、人権啓発推進、人権問題に関する資料の収集等の事業を予定しております。

次に、2 ページ収支予算書でございます。収入の部といたしましては、貸し館に伴います使用料収入と県からの補助金収入、その他記載のものを合わせまして、収入合計、(B) 1, 686万9, 000円を計上しております。

次に、3 ページ、支出の部でございます。職員給与費などの運営費と、4 ページ記載の図書資料費を合わせまして、当期支出合計、(C) は1, 686万9, 000円を計上しております。

続きまして、報第8号の公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況につきましてご報告をさせていただきます。

まず、平成24年度の事業報告でございますが、お手元の公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「平成24年度業務報告書」をお願いいたしたいと存じます。その1 ページでございます。

平成24年度の事業報告をごらんいただきたいと思います。事業の実施状況でございます。県内の各生活衛生関係事業者を対象といたしまして、1 に記載のとおり、229件の各種経営相談を受け、事業資金が不足する事業者につきましては、日本政策金融公庫への融資推薦を73件実施いたしましたほか、資料記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めております。

2 ページからは、財務諸表でございます。

4 ページの正味財産増減計算書でご説明をさせていただきたいと存じます。

4 ページ、(1) の経常収益といたしまして、県からの補助金収入、研修等の受託による事業収益、受け取り寄附金、その他記載のものを合わせまして、経常収益の合計は1, 969万4, 775円でございます。また、(2) 経常費用といたしまして、生活衛生関係営業対策事業費や各種受託事業費等の事業費及び管理費を合わせまして、経常費用の合計は1, 989万549円でございます。

以上の経常収益と経常費用の差額であります当期経常増減額は、マイナス19万5, 774円となっております。このため、当期一般正味財産増減額は19万5, 774円の減となり、一般正味財産の前年度期末残高の712万6, 992円からこの額を差し引きますと、当期の一般正味財産期末残高は693万1, 218円となります。

続きまして、平成25年度の事業計画でございます。「平成25年度事業計画書」の1 ページをお願いいたします。

生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進すること

により消費者利益の擁護を図ることを目的として記載の事業の実施を予定しております。

次に、3 ページ、正味財産増減予算書でございます。経常収益の部といたしまして、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受託補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせまして、下段の経常収益の合計は2,037万円を計上しております。経常費用の部といたしましては、生活衛生関係営業対策事業等の補助事業費及びクリーニング師研修等の受託事業費及び管理費等を合わせまして、経常費用の合計は2,037万円を計上いたしております。

以上がくらし創造部、景観・環境局に関係いたします議案等についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○富岡教育長 それでは、教育委員会に係る6月定例県議会提出議案の概要についてご説明いたします。「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」の7ページをお願いいたします。

9のその他、職員給与費のところでございます。これは、給与減額措置等に係る職員給与費49億円余の減額のうち、教育委員会に関するものは33億2,050万9,000円の減額でございます。

次は、報第1号、平成24年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告でございます。

「平成25年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の86ページ中ほど、第12款教育費、第5項特別支援学校費の特別支援学校過密解消施設等整備事業で6,233万3,000円となっております。これは、平成24年度、予備費を活用した国の補正予算に呼応して、生徒数増による過密解消を目的として、養護学校の施設整備を図るため、2月定例県議会で補正予算として計上したもので、2つの事業がございます。明日香養護学校の学校トイレ改修等で3,239万3,000円、西和養護学校の既存教室の間仕切り工事等で2,994万円となっております。工事完成時期は、明日香養護学校が3月上旬、西和養護学校が2月中旬の予定でございます。

次に、第7項文化財保存費の文化財保存事業補助で813万6,000円となっております。これは文化財の保存、修理に関する県補助金に係るもので、2つの事業がございます。いずれも事業主体のおくれによるものでございます。

まず1点目は、當麻奥院本堂方丈建造物の保存修理事業でございます。本事業は、葛城市當麻に所在する重要文化財、當麻奥院本堂等において改修修理による保存措置を実施するものですが、現状変更の文化庁許可を得るための手続に不測の日数を要したため、事業

主体の宗教法人が事業費の一部を翌年度へ繰り越しを行い、先ほど言いました県補助金のうち、63万6,000円について、あわせて翌年度へ繰り越すものでございます。10月末工事完成予定でございます。

2つ目は、称念寺本堂建造物の保存修理事業でございます。これは、檀原市今井町に所在する重要文化財、称念寺本堂において解体修理による保存措置を実施するものです。解体修理のうち、素屋根建設工事において必要とする鉄工材の準備に不測の日数を要したため、事業主体の宗教法人が事業費の一部を翌年度へ繰り越しを行い、県補助金750万円について、あわせて翌年度へ繰り越すものでございます。6月末に繰り越し分の工事が完成いたしました。

次に、重要文化財等修理受託事業で1億6,590万円となっております。2事業ございます。1つ目は、當麻奥院本堂方丈修理受託事業で1,590万円となっております。先ほどご説明いたしました文化財保存事業補助の対象となっており、県が受託して工事を進めておりまして、所要の受託費を繰り越しするものでございます。10月末工事完成予定でございます。

2つ目は、称念寺本堂修理受託事業で1億5,000万円となっております。こちらも県が受託して工事を進めておりまして、所要の受託費を繰り越すものでございます。6月末に繰り越し分の工事が完成しました。

以上が教育委員会所管の6月定例県議会提出議案の概要でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○藤野委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

それでは質疑に入ります。ご発言をお願いいたします。ないですか。

○宮本副委員長 付託議案にかかわって1点だけお聞きしたいのですが、今回の中で人件費の削減の点についてお聞きしたいと思うのですが、もう既に先行議決された案件の、今度は補正予算での具体化ということで、これは東日本大震災の復興財源のために国家公務員の給料を2012年度から2カ年度削減をすると、2013年度は地方公務員も同じようにせよという総務大臣の要請を受けてのものだと理解をしております。もちろん地方公務員の給与というのは地方自治法によってその地方で定めると決められておりますので、国から要請があつて、いわば強制的にということ、地方自治法にも地方公務員法にも抵触するものだと私は思っているのですが、そういうことはさておきまして、今回の

削減で大体平均1人どれぐらいの削減になるのか、わかっておればお示しいただきたいと思ひます。

○石井教職員課長 それでは、教員にかかわります影響度についてお答えさせていただきます。

今般の給与減額支給措置に伴います影響度でございますが、市町村立小・中学校の教員におきましては、1カ月当たりの給料月額で平均2万5,700円程度の減額でございます。12月の期末勤勉手当で平均4万3,800円程度、実施期間が9カ月ございますので、期末勤勉手当と給料月額の合計で、平均27万5,000円程度の減額でございます。

また、県立学校の教員におきましては、給料月額で平均2万8,500円、12月の期末勤勉手当が平均5万4,600円、実施いたします9カ月間トータルで平均31万1,000円程度の減額と見込んでおります。以上でございます。

○宮本副委員長 大体、年間にすると20万円を超える影響ということで、非常に大きいと思ひました。もちろん震災の復興財源は必要なのですけれども、その財源をこのように交付税を減らすという形で持ってくるというのは、非常にルールを無視するやり方だと思ひます。一方で、奈良県の教師は約1万人と言われておりますが、経済的にも相当影響が大きいと言われておりますし、そもそも働く人の約10人に1人は、国家公務員や地方公務員など公的労働についているということですから、そういう点では今、所得をふやして消費を温めようと言っているときにそれに逆行することになると思ひて、非常に納得できないものだということをおし上げておきたいと思ひます。以上です。

○藤野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをおもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます、ご発言願ひます。

○宮本副委員長 日本共産党を代表して意見を申し上げます。

この文教くらし委員会にかかわる付託議案について、議第39号、補正予算の第2号の中に人件費の削減というものが含まれており、これは経済状況から勘案して、大きな影響があるということから反対をしたいと思います。

そのほかの議案については賛成です。

○藤野委員長 ほかに意見はございませんか。

それでは、ただいまより付託を受けました議案について、採決を行います。

まず、平成25年度議案、議第39号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

平成25年度議案、議第39号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、ただいまの議案については、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成25年度議案、議第46号及び議第51号について、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。平成25年度議案、議第46号及び議第51号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。平成24年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第7号、報第8号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承を願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、くらし創造部部長兼景観・環境局長から、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告願います。

○影山くらし創造部部長兼景観・環境局長 それでは、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて、お時間をちょうだいいたしましてご説明をさせていただきます。

資料の「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組 平成25年6月更新版」につきましては、教育委員会及びくらし創造部、景観・環境局が直接所管しているものはございませんが、紀伊半島大水害により1年9カ月が経過をいたしました現在の復旧・復興状況につきまして取りまとめをいたしましたので、資料に基づきましてご報告をさせていただきますと存じます。

まず、5ページをお願いいたします。避難者の状況でございます。避難者数は、5月3

1日現在で99世帯207人となりました。前回報告の2月1日現在より20世帯46名が減少をいたしております。市町村別には、6ページ上段の表に記載のとおりでございます。

なお、6ページ、今後の帰宅等予定時期の表でございますが、下段の未定となっておりますのは、すべて大塔町飛養曾、引土の両地区の方々でございます。この地区に通じる道路が避難勧告の解除時期が未定のため未定とさせていただいておりますが、6月1日に避難指示が避難勧告に引き下げられましたことにより、一時帰宅は可能な状況となっておりますことをご報告申し上げます。

次に、8ページからは辻堂地区などの避難生活の早期解消に向けた現在の取り組み状況を記載しております。

12ページは、十津川村で進められております新しい集落づくりの状況を記載しております。避難者の早期帰宅は最優先課題でございます。引き続き市、村と連携をいたしまして、一日も早く避難生活を解消していただけるよう取り組みを進めてまいります。

13ページからは、インフラ等の復旧状況でございます。道路や河川、砂防の災害復旧工事は99%の箇所着手済みでございます。完了箇所も80%近くになるなど、インフラ関係の復旧はおおむね順調に進捗をいたしております。

次に、22ページをお願いいたします。国道168号の未整備区間のうち風屋川津・宇宮原工区が国直轄代行により新規事業化されることになりました。

次に、24ページからは農林業や産業、観光の復旧・復興状況を記載しております。

30ページは観光業の復旧状況でございます。南部・東部地域の平成24年の宿泊者数は63万4,000人で、被災前の平成22年の61万5,000人を上回る水準にまで回復しております。

35ページからは、過疎化、高齢化が進む被災地域で今後も希望を持って暮らし続けるため、地域産業の復興、観光の復興、福祉の充実など、重点テーマの取り組み状況や住民アンケート調査の結果を記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、復旧・復興の現状と取組について、その概略を説明させていただきました。引き続き、紀伊半島大水害からの復旧・復興に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○藤野委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○和田委員 委員長のお許しをいただきまして質問に入りたいと思うのです。

奈良県の景観行政あるいは景観事業にかかわって、問題を提起しながら質問をさせていただきたいと思うのです。

植栽計画というものが風致景観課で取り組まれておりますが、この植栽計画が立てられた経過、いわば背景を県行政として大変真摯な姿勢で反省をしながら、これから推進する事業と位置づけられました。大変好感の持てる定義であり、これから奈良県の景観を守っていくという意味において重要な取り組みだろうと思っております。

私は、この植栽計画事業が取り上げられたときより再三にわたって、自然との共生は奈良県ではとても大切だけれども、とりわけこの自然は我々の財産だと、申し上げてきました。特に奈良県の場合は、日本の歴史の始まり、国のまほろばということで、歴史的風土を守っていくこと、歴史的景観を守ることは大変重要だと思っております。そういう意味におきまして、日本全国の方々が日本の歴史のふるさと、奈良へ来たときに奈良の歴史性や歴史と文化に触れていただくことは大変重要でございます。例えば奈良県には古い日本の歴史の始まりをほうふつとさせるような史跡あるいは古墳群などがいっぱいあるわけですが、そういうものを見るにつけ、日本の歴史のふるさととはこういうようなところであったのかと、日本人の原風景を感じさせていくことが我々、奈良県民としては大切ではないかと思えます。

あわせて、観光振興ということは今、一生懸命にやっておりますから、なおのこと史跡、名所、そういったところの景観を守ることは大切だと思えます。

あわせて、そういうところだけではなくて、田園風景といったものも大変重要だろうと思えます。先日、世界遺産で富士山が登録されましたが、あわせて三保の松原から眺める富士山がすばらしいということで、三保の松原も世界遺産になった。景観で世界遺産に登録することができたわけです。景観というものがどれほど重要かということは、恐らく多くの国民がこれである程度わかったのではないかと思います。我々、奈良県においても植栽計画の事業推進の基本的な考え方の中に、奈良らしさを楽しんでもらえること及び観光客の増加というものがありますが、そのベースには、人の心にいやしとゆとりを、感動を与えるものと、こういうようなことが指摘されております。

私はこのような景観行政の、景観を守っていくことはとても大切だという観点から、二、三申し上げておきたいわけです。それは、これから植栽事業を行うにつけて、風致景観課として植栽事業をやっていくならば、一生懸命やっていくのはいいのだけれども、例えば

史跡名所の周辺に、農林業の衰退による放棄地、荒地、休耕地などの整備されていない景色があちこちに見えると思うのです。所有権が奈良県ならいいのだけれども民地ですから、この景観を保ち植栽事業を進めていくとするならば、そして特に大事なところとするならば、こういう民地との連携、整合性、それを果たすための展開をどうするのかは考えなければならないと思うのです。風致景観課としては、その点、農林部の方へどう働きかけるのか、働きかけているのか、このことが一つ気になります。

それから、景観を守っていくとなると、風致景観課としても市町村と連携をし合って、いろいろなすばらしい景観を発見していく、それを磨いていく、その作業はやられていると思います。私は県議会議員になって2年しかございませんので、過去にあったのかどうかはわからないので、あれば教えてもらいたいし、なければ私の提起ということでございます。ビューポイント百選とか景観百選、そういったところをちゃんと指定して、植栽計画の中間事業の中ではそのようなエリアを指定すると言っておりますが、指定するだけでは全く話にならないのです。しかし、同じやるなら県として、こういうすばらしい景観がありますがこういうところをもっと磨いていきたいとかいうことがあるはずだと思うのです。そのようにして、あちこちで探していくことが大変重要だろうと思います。

その際に、前回も申し上げました。このたび4月から奈良県景観・環境総合センターが、県の桜井総合庁舎の一角につくられております。組織としては、今までごみ、廃棄物、不法廃棄物の対策ということで力を入れていたところですが、このたび景観の名前をしっかりとつけて、景観・環境総合センターとなりましたので、今までのような機能だけで終わってはならないだろうと思うわけです。ですから、これから市町村との連携も必要だし、景観・環境総合センターとして県の機構があるわけだから、風致景観課としては景観を守ることをこの組織と一緒に進めていく。そんな中で、先ほど申し上げましたけれども、エリアを指定するだけではなくもっときめ細かく、景観百選、ビューポイント百選などといって、どこかのすばらしい土地を眺望スポットなどとして整備するとか、買い入れする、これはこれですばらしいことだと思いますが、このような土地を持っている組織や市町村との連携を、特に景観・環境総合センターには担ってもらう必要があるのではないかと思うわけです。

2点質問です。1点目は、農林部との連携というものを考えていらっしゃるのかどうか。考えていないとするならば、これから考えていかなければならないと思うのですけれども、その点についていかがお考えなのか。

それから2点目は、景観・環境総合センターに役割を、機能充実をしてもらう、景観行政を進めていくためのかかわりを強めてもらう、こういったことを求めることはないのかどうか。そういう機構となっているとするならば、現状でどのように具体的に動いていただいているのか、この点をお尋ねをしたいと思うのです。

それから、人権行政の関係です。このたび槌野人権施策課長が4月に就任して、わずか3カ月間の期間しかない中で、過去の人権行政にどれだけ具体的にかかわってきたのかわからないけれども、最近特にこの人権行政は、重要になってきていると思います。例えば障害者の問題を見ますと、障害者差別禁止条例というものが各都道府県で出てまいりました。障害者に対する差別はいけませんよとあって、各都道府県で条例ができ始めています。今既に4県できています。この間申し上げましたが、知事は禁止条例つくる方向でおりますと言われる。これは人権行政の一つのあらわれです。あるいは、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法など、虐待に関する防止の法律も出てきております。それから、大きな問題であちこちの新聞をにぎわすけれども、「在日特権を許さない市民の会」という、民族主義として主張をなさっておりますが、在日朝鮮人の皆さん方のいろいろな問題を投げかけ、罵倒しているという状況が生まれています。そういうことから考えると、やはり人権行政は今、大変重要だと思います。もちろん前回の委員会にもいじめの問題は学校教育現場だけではないですと、人権行政としてどう考えますかということをお尋ねしておきました。人権施策課長が変わった時それを受け継いだかどうかは知らないけれども。各部局でいろいろと人権侵害の問題が起きたり、その問題に取り組んだり、いろいろな社会問題が生まれてきているわけです。奈良県行政として人権施策に関する事業を推進するだけでなく、新しい状況を踏まえながら新たな展開を積極的に試みていかなければならない。そのようなことについてお尋ねするわけですが、簡単なことで単純なことです、非常に内容は重要だと思います。人権施策の具体的な推進について、今新しい展開が求められているのではないか、基本的な人権行政について、こう進めていかないといけないと思っているようなところがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

○福住風致景観課長 和田委員からの景観についてのお尋ねでございます。

景観というものがいかに重要であるかということについて、非常に詳細にご解説いただきまして、まことにそのとおりだと思っております。また、そういうことで進めさせていただいているところでございます。

最初に、もう既におっしゃっていただいているところなのですが、植栽景観に関

しましては、これまで必ずしも統一した考え方を持って積極的に植栽景観の整備等に取り組んできたとは言えないという反省もございまして、例えば花の名所での樹勢の衰えなどがある魅力が低下しているとか、あるいは都市化の振興によって安らぎ空間が減少している、あるいは未利用地での牧畜、雑草の繁茂等によりまして景観阻害が見受けられる。それから、そういった貴重な景観を一層魅力的に見せるための努力が不足していたのではないかという状況がございました。これらの問題を解決するために、奈良県は多くの歴史的遺産、豊かな自然環境に恵まれておりますので、そういう美しい景観を有する本県の特徴を活かしまして、四季を通じて彩り豊かな植栽景観の充実を図っていくため、自然と共生する歴史回廊、四季折々の奈良の形成を目標に、この植栽計画を進めておるところでございます。

植栽計画の推進につきましては、この前に奈良県植栽景観整備指針といったものをまとめまして、基本的な考え方を整理しております。そして、県庁内におきましては、関係部局を横断した奈良県景観創造推進本部を設けておりまして、そこでお互いに情報を共有しながらこの計画の策定と事業の実施を進めているところでございます。

事業の具体化、そして今後、植栽というのは維持管理というのが非常に重要な要素になっておりますので、そういうものも含めた整備につきましては、既に委員もおっしゃっておりますように、地元市町村あるいは地元地域との協働、連携が非常に重要であると考えております。今後は、市町村等とも十分協議をし、計画づくりと事業実施を進めていきたいと思っております。

この中で2点ほど具体的にお尋ねがございました。耕作放棄地等の問題について、これはすばらしい田園景観を取り戻していくという意味で非常に意義があるのではないかとということで、農林部等との連携、働きかけがどうなのかということでございますけれども、これにつきましては、既に委員の地元の桜井市でもボランティアによりまして農地の再生といういろいろな取り組みがなされておるところでございます。それに関しましては農林部が、これは私どもも連携させていただいているのですけれども、そういう形で、耕作放棄地の解消だけでなく、その結果として田園景観もよくしていくという取り組みをされておりますので、これにつきましても今後も連携をしながらお互いの目的が相まって向上していくように、耕作放棄地の解消と田園景観の向上、こういうものが相まって進んでいくように連携をしてみたいと考えております。

市町村との連携につきましては、おっしゃるとおり、これからも進めてまいりたいと思

いますし、それからもう1点、ビューポイントのお話がありました。これ、実は数年前から奈良県まほろば眺望スポットというのを指定させていただいておまして、今ご紹介いたしました桜井市の取り組みについても、それをベースに置きながら、耕作放棄地の解消とあわせて田園景観の向上を目指していきたいと取り組んでいただいている、既にそういう動きがございます。非常に心強いと思っておりますけれども、そういうことと連携を進めさせていただきたいです。それから、四神八景あるいは記紀・万葉というテーマで県民の方々から募集をいたしまして、景観条例に基づく景観資産として登録させていただいておまして、冊子にしましてご紹介もさせていただいております。そういうことで、今年度もまた進めてまいりたいと思っております。

このように、多様な取り組みがやはり必要かと思っております。この植栽景観づくりを通しまして、奈良県の美しい風格のある景観づくりを協働して進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○上山景観・環境局次長 景観・環境総合センターとの連携というお話をいただきました。

昨年度まで景観・環境保全センターという名称でございましたが、ことし4月1日から組織改正いたしました。改正の大きな点は、保健環境研究センターで行っておりました水質、大気質の分析を景観・環境総合センターで行うという業務の見直しがございましたので、あわせて名称の変更をしたところでございます。現在、総合センターの方は規制環境を中心といたしまして、県内パトロール等を進めているところでございます。

また、一方、景観・環境局には環境政策課はじめ4課ございますので、本課との連携もしっかり図りながら、今後のあり方について引き続き検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 景観に関しましては、庁内の中で農林部あるいは県土マネジメント部まちづくり推進局、それから地域振興部、私どもの景観・環境局、くらし創造部、これらが入りまして、景観創造推進本部をつくっております。これは、一つの事象についてどう整備していく、どう管理していく、どう活用していくということを経験というものを横ぐしで横断的な組織により検討していこうということで作りました。私が本部の長をさせていただいて、関連する部の次長にそれぞれ幹事として入っていただいております。本当に積極的な議論をさせていただいております。これまでも本部会議だけで年に10回ぐらいはしてまいりました。

その中で、彩りをとらまえて植栽計画をつくっていこうと考えています。今、50のエ

リアを選定しておりますが、これはまだふえてくると思います。その50のエリアの中の、一つ一つのエリアを担当してちゃんと担っていこうという、責任課というのをつくっております。その中には、例えば道路あるいは河川、ため池、いろいろなものがございます。それについての担当課というものを責任課の下に置いて、機能分担をして、自分たちの仕事として集約した形での一つのエリアを、今50つくっていこうということになっております。そういう形で、全庁体制でやっているものです。私も、皆さんに取り組みへ協力していただいております。

その中で、河川事業、道路事業あるいは遊休地対策の事業、あるいは森林とのふれあい推進事業、こういうような、いろいろな事業を使って植栽を整備していこうということです。横断組織ができ集合体として、自分たちの持っている手段で植栽景観を向上させていこうという形でやっておりますので、風致景観課長が答えましたけれども、補足として申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○植野人権施策課長 失礼します。私の人権行政への過去のかかわりも踏まえて、意気込みを話させていただければいいのかと思っております。

私は、20数年前に、同和対策課にいました。今回、人権施策課長を拝命いたしました。その当時と比べましても、例えばインターネットを用いての差別であるとか、あるいは委員お述べのヘイトスピーチの問題等、新たな問題が出ていると思えました。また、委員がお述べになられましたように、各部局においても人権課題の解消に向け、取り組んでおられます。

奈良県としましては、全庁的な推進組織として奈良県人権施策推進本部も設置されてはおりますが、私ども人権施策課は人権行政推進のかなめであると自覚いたしまして、今後とも人権施策の推進に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○和田委員 景観のことについてですが、例えば、この間新聞でも紹介がありましたが、纏向遺跡群の特に大型建物跡は卑弥呼の宮殿跡ではないかと言われるわけですが、その遺跡群が国の史跡指定になりました。しかし、皆さん、あそこを通ったらわかりますが、これから桜井市も国の支援を得て整備をしていくのでしょうかけれども、もう本当に殺風景、殺伐としたところ、来た人たちはこれほどに何があるのだろうかということで、がっかりしてお帰りになる。そして、観光インフラ整備、例えばトイレだとか駐車場だとか、そんなものもない、木の一つもない、そのような状態です。これで果たして史跡、歴史を感じさせるような景観なのか。全くそういう言葉、歴史を感じさせるようなものではない。

ですから、平城宮跡にしてもこれからもっともっと庭園をすばらしいものにしていくとかいろいろな計画をお持ちでしょうから、今は桜井市の例を挙げました。50のエリアを決められたようだけれども、そういうような意味で、具体的に目を配らせて、いわば丁寧な国の動きやら市町村の動き、そして県としてどうかかわるのか、ひとつ丁寧にしっかりと対策を打って行ってください。本当に奈良県にはすばらしい宝物がたくさんありますので、日本国民のふるさとと感じていただけるような奈良の風景を取り戻していくことをともに頑張りたいと思うのです。そういうことで、こちらは終わっておきます。

それで、人権関係の方ですが、例えば学校のいじめ。このたび非常に一生懸命に奈良県教育委員会は法的な対策に取り組まれました。だから、人権教育行政というものが心としてちゃんと生きてるものだとは思いますが。けれども、学校のいじめの問題は社会や地域の反映であるわけだから、社会として人権文化、人権社会をどうつくり出すかということが大変重要です。そういう意味では、いじめから見えてくる家庭の人権意識状況、地域の人権意識状況がどうなのか。こうするとやはり連携をとっていかなくてはならないです。そのときに、単に報告を聞いて、ああ、頑張ってくれていますねと、これからこういうことやああいうことでという、お互い事務的な交流だけではいけないと思う。何もこの問題だけに限ったことではないのです。先ほどの障害者差別禁止条例にしても、差別とは何かという定義が問題になっています。特に法律になると、せっかくもう法律をつくりましようと言っておきながら、差別というものの定義があいまいだと言って延ばしに延ばしてしまって、結局今日の政局の中で流れてしまったと、こんなことがあります。やはり奈良県の人権行政の中から積極的にそういうもののデザインをつかって、具体的に差別、人権、それを取り巻く動きなどを整理しながら、各部局で問題提起をする、また問題を持ってきてもらう、そして互いに検討し合うという作業を行いながら進めていってほしいと思います。

最近あまりないと思いますが、4～5年、あるいは3年ぐらいの単位かもわかりませんが、奈良県における人権施策のあり方ということで、やはりもう一度きちんとした形のものをつくり直していくことが重要ではないかと思えます。槌野人権施策課長が先ほどおっしゃったようにヘイトスピーチなどいろいろな問題がありますが、それだけに限らず、私は特に産業廃棄物の問題などで桜井市の地元で取り組んでおりますが、これも公害の問題で本当に皆さん泣いています。ようやく今、廃棄物対策行政が頑張ってくれて少し整理される方向に向かっていますが、そんなことも含めてもっと泣いている人たちの状況をしっかり

りと把握して、問題を各部局へ投げかけていくように頑張ってください。そのような、主導権をとっての、人権行政の中心として頑張ってくださいことを期待いたしまして、質問を終わります。

○藤野委員長 ほかにありませんか。

○奥山委員 教育委員会に2つ聞きたいのですけれど、1つは今、世間で結構話題になっているニュースで、小学生の通学途中に不審な男が刃物を持っていた。たまたま70歳過ぎの男性が登下校の見張りをされておられた。多分、旗か何かを持っておられたと思うけれど、それで防御して、心の面はちょっと後々残らないか心配なのですけれど、傷としては軽傷で済んだ。香芝市でも結構ボランティアで登下校の時、何人もおじいさん、おばあさんが立っておられるのです。あのニュースなどを聞いていると、人材センターから派遣しているとあったから、人材センターから派遣しているということは絶対有償だと思うのです。この間の粒谷議員の質問の中にもありましたが、やはりいじめのことも臨床の先生などでも6校も7校も受け持っていたら、どうしても手が足りないときがあるだろう。やはり子どもたちの教育、また子どもたちを守るにはある程度、マンパワーが必要だということと同じように、登下校時までわざわざ、お金を出して人材センターから派遣させると、ニュースで言っていたから、奈良県内にもそういうところがあるのか。香芝市は全部、PTAも含めて老人会等がボランティアでやっておられるのだけれど、他の県内市町村の場合はどうなのか参考に聞かせていただきたい。

もう一つは、通告をしているのですけれども、実は各市町村からちょこちょこ意見を聞くのです。我々の小さい頃の時代と違って、小学校、中学校の先生方の通勤で、電車、バスで通っておられる方が少ないという。これも粒谷議員より、昔だったら登下校時に子どもたちと一緒に行きながら、しゃべりながらというのもあったのだけれどもというような意見がありましたけれど、今現在はほとんど車での通勤。各市町村の市役所、役場も、市の職員、町の職員あたりまで、村はちょっとわからないのですけれども、車で通勤されている職員に関しては、ある程度の駐車場所も確保はします。しかし、車を乗ってくる職員からは月1,000円なり2,000円なりの駐車料金を取って、借りている駐車場の所有者に渡しているということがよくあるのです。

ところが、市町村の関係者から、小学校、中学校の先生方の駐車場として農家から50台ぐらいとめられるところを借りて、造成までして、それを全部市が負担しているが、もう今はそういう時代ではなくて、学校の先生も車で来られる場合は駐車料金ぐらいはいた

だきたいのだが、どんなものだろうということをよく耳にするのです。奈良県の現状がどうかということについて、御所市だけは聞いていて、御所市では学校の先生が駐車される場合、駐車料金を徴収されているようなことをちらっと聞いているのだけれど、香芝市では聞かない。香芝市の職員は、2,000円か、毎月払っているみたいなのですけれども、学校の教師はなかなかそういうことになっていないようですけれども、今の現状について教えていただきたいと思います。

決して私は33億円も人件費を減額されたときにこの話をというのではなくて、これは要るものだから要るのだと県として徴収する分は給料にプラスしてあげるぐらいのことをしても、世間の人が見ても、ああ、そうなのかと納得できるのではないか。一般企業ではほぼ、駐車料金として1万円も、5,000円もという額ではないのですけれども、1,000円、2,000円ぐらいはやはりいただいているようなことを聞きますので、県内について今どのようになっているのか、状況だけ教えていただきたいと思います。以上です。

○沼田保健体育課長 奥山委員のご質問でございますが、子どもを守るための人材派遣のようなものがあるかどうかということでございますが、私どもで把握している中では、奈良県にはございません。奈良県の場合は、平成16年、富雄北小学校楓ちゃん事件がありまして、平成17年から地域ぐるみの学校安全体制整備事業という形でいろいろな地域、校区ごとに地域のボランティアの方々による組織をつくりまして、子どもたちを守っていただくということを進めてきましたところ、平成24年度調査では登下校を見守るボランティアの団体が727団体ございます。人数にいたしまして2万9,596人、それと危ないときにすぐに駆け込める家、子ども110番の家でございます。これが1万9,782軒、こういった体制で今、子どもたちを守る取り組みを進めているところでございます。

○石井教職員課長 教職員の駐車場の件についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、従来から学校の場合、所在地の交通の便並びに緊急の児童生徒への対応、また緊急の家庭訪問等の必要から、学校敷地内に教職員が駐車している例があることは承知しているところでございます。ただ、学校敷地内に教職員が駐車するに当たりましてどのような手続きになっているかにつきましては、市町村や学校ごとで取り扱いが異なりまして、申しわけございませんが、全体の状況については今のところ把握しておりません。

ただ、学校周辺での駐車場の確保が容易なところとそうでないところ等、状況は一律ではないのではないかと認識しているところでございます。学校運営に支障がない限度にお

きまして、状況等を総合的に勘案して、無償で教職員が駐車をしているケースもあれば、委員のおっしゃるように、御所市のように行政財産の目的外使用許可を行い、使用料を徴収している例もあると聞いております。いずれにいたしましても、その扱いにつきましては地域の事情も考慮し、市町村が財産管理者として個々に判断しているところでございます。また、現状について、追加的に把握に努めたいと思います。よろしく申し上げます。

○奥山委員 沼田保健体育課長の件ですけれども、727団体で約3万人というボランティアの方、奈良県はそうだろうと私の思っていたとおりです。だから、シルバー人材センターをお願いしてというのは聞いたことなかったのだがと、意外だったのです。ただ、一つ思うのは、あの方も何十センチかの棒だけで、自分がやられてもいいというぐらいの気迫を持って刃物に立ち向かわれた。これはその人個人の意識もあるだろうと思いますけれども、この3万人もああいう刃物を持った者に立ち向かってくれるような人ばかりだと思うのです。ただ、いざというときの防御というのか、バックアップするというのですか、この団体に年に1回ぐらいは警察などに護身術を教えてもらいたいと思うのです。ボランティアのほとんどが女性とか高齢者だと思うので、今のところはボランティアに頼るしかないとすれば、その辺の対策、やはり年1回ぐらいはボランティアの人自身も自分も守れるようにということも考えていただきたいと思います。これはもう要望だけで置いておきますが、何かあったときに、どこそこのおじいちゃんが果敢に行かれて子どもさんの命は助かったけども、そのおじいちゃんが亡くなって、まして、これがボランティアで、ということに今の時代ならないともわかりませんので、ぜひとも行政としては、年に1回ぐらいのバックアップをしていただくということを、これは各市町村にもお願いしても通る話かと思しますので、1回検討だけしてください。

そして、石井教職員課長に、私もよくわかっていながら質問しています。ある小学校だった。何ぼほどここ、学校の中に車とめたんのやということがある。ほんとに、いざというときに、車を緊急で出すにも出せない、一番前に車を停めている先生はどこに行かれたのか、キーがない、というぐらいのところもある。そして、駐車場を確保できないところは、意外と都会が多い。町場。ということは、交通の便のいいところなのだから、学校まで車に乗って来なくても、私は思うのです。これも地域、地域によって違うとは思いますが、香芝市だって、ほとんどの学校はもう昔、へんぴなところの田んぼに校舎を建てたので、結構その横が空いていたりしていて借りておられます。それが物すごく重宝されていて、緊急のとき用に、必ず学校の中に1台だけ置いています。あとは、100メートル

ほど離れたところに50台ぐらいの駐車場を確保するなどされています。これについてもその造成やら借地代やら、今まではその市町村が全部持っていたわけです。20年前はそれでもいけたけれども、今、そういう時代と違います。だから先生方にも1台当たりで負担することもぜひ検討してもらいたいし、その分は財政当局に言って教育費の人件費に上乘せしてもらって、それで負担分が各市町村に行くだろうと私は思うのです。きょうは私も全然わからない状態で質問していますから、9月議会か12月議会ぐらいにまたこの続きをさせてもらいたいと思います。ぜひとも一度検討と勉強をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。終わっておきます。

○宮本副委員長 簡潔にお聞きしたいと思うのですが、1つは体罰問題です。夏の甲子園大会が目前で、野球ファンの皆さんは胸が高ぶる時期かと思うのですが、高校野球は部活でもあります。先日、日本高校野球連盟が全加盟校に体罰に関するアンケート調査を行ったところ、体罰は絶対に容認すべきではないという回答は90%にとどまって、指導上、体罰は必要だと答えた人は10%にも上って、約100校の現場指導者が体罰容認派であるということがわかった。そうすると、日本高等学校野球連盟も誤った考え方を持つ人たちに体罰根絶を言い続けていく必要があると表明しましたので、これは当然のことだと思いました。

言うまでもなく、体罰の根絶に向けていろんな取り組みをされていると思うのですが、このニュースを見て改めて、体罰に関する、教育長がどのような感想を持ったか、認識をまず聞いておきたいと思います。

それから、もう一つは、教職員の多忙化の問題について教育委員会に聞いておきたいと思うのですが、今、手元に「福利なら」という、公立学校共済組合奈良支部が発行している冊子があります。ここに教師のストレスチェックを行った結果が紹介されておりまして、興味深く読ませていただきまして大変驚いたのですが、平成24年度の集計を行った結果として、心の元気度が悪い、またはかなり悪いと答えた割合が、奈良県の教師の場合は49%にも達している。全国平均の38%をさらに大きく上回っているということでした。

もう一つの特徴は、このレセプトデータを利用した傷病分析というものもなされております。共済組合ですから病気になって医者にかかった教師の傷病のデータがあるわけです。その分析を見ますと、男性、女性とも精神疾患の割合が非常に大きいということです。さらに、女性について言いますと、40代、50代の方でがんの患者が急増しているということですので、想像するに過重労働で精神疾患に追い込まれる、あるいは体調の不調を訴

えていても忙しくて診察にかかれずにがんが悪くなってからわかるという、多忙化の様相が浮き彫りになる調査結果ではないかと思いました。

そこで改めてお聞きしたいのですが、奈良県の教師の超過勤務の実態をこれまでも取り上げてきましたけれども、一つの目安になる超過勤務の実態と言いますと、例えば過労死ラインだと言われている1カ月80時間超の勤務実態がどれぐらいあるのか。あるいは、100時間を超える実態というのがどれぐらいあるのか、市町村の小・中学校の実態がわかればいいのでしょうかけれども、ここは県の教育委員会ですので県立学校ということになるかと思いますが、今の現状を簡単にお示しいただきたいと思います。

それから、お聞きする声の一つに、非常勤講師あるいは常勤講師という割合が非常にふえている中で、例えば養護学校の先生などと言いますと、3人、4人で一つのクラスを構成し、6人、7人の児童生徒を見るわけですが、3人、4人のクラス担任の中で正規の先生は1人だけだと。あとの2人、3人は非正規だという場合、その1人の先生に授業づくりから行事の準備、あるいは学校長への報告文書作成に至るまですべて集中することになる。家に帰ってからも夜中の1時、2時まで仕事が続くというような声もお聞きをします。そういう点で定数内講師の解消に向けても取り組んでいただいているとは思いますが、私の手元にある資料では、現在、講師率は平均10.8%だと。特別支援学校については21.2%だということで、以前とさほど変わっていないという感想を持ったわけですが、この定数内講師の解消について取り組みを明らかにしていただきたいと思っています。

最後に1点、スポーツ振興課にお聞きしたいのですが、今、平群町で総合型地域スポーツクラブが立ち上がりまして、私も日ごろから体を動かす必要性を感じていたことと町のPTAの会長もしていたということもあって、この運営にかかわらせていただいております。初めて学ばせていただいたことが多いのですが、toto（スポーツ振興くじ）の助成金を使って、地域にスポーツクラブをつくって、国民一人一人、それぞれ1スポーツを持つというスローガンのもと、だれでも参加できるスポーツを網の目のように組織しよう、あるいは若いも若きも一緒に交流できるようなスポーツクラブをつくろうと、いろいろな取り組みがされています。

ただ、当初思っていたよりも地域スポーツクラブの発足が広がったということもあって、このスポーツ振興くじtotoの助成額が予想よりも減ってしまったので、平群町のスポーツクラブも発足早々、財政的な当てが外れ非常に厳しい財政運営を強いられていると。専属

のクラブマネジャーを確保して、人件費も支給してやっていこうと思っていたのですが、とてもそれは出せないということになって、非常に苦勞しています。

そこで、このtotoの助成金の今後の見通しでありますとか、あるいは今、スポーツクラブが県内でも多数立ち上がっておりますが、会員確保あるいはクラブマネジャーの確保などで、うまくいっているところもあれば苦勞しているところもありますので、そういったうまくいっている先進的な事例を紹介するなどの支援の取り組みですとか、あるいはもう一つ感じているのは、地域スポーツクラブがグラウンドや体育館を借りようと思ったときに、ほかのクラブと同じような扱いで使用料を払わなければならないということです。これも国と県を挙げて地域スポーツクラブをやっていこうと、健康寿命を高めるのだと、そして国民一人一人のスポーツを培うのだということをやっている、いわば政策として取り組んでいるわけですから、そういう点では各市町村がグラウンドや体育館などの施設利用について総合型スポーツクラブを優遇するような取り組みを県からもぜひ推奨してほしいと思うのです。その辺について考えをお聞きしておきたいと思います。以上です。

○富岡教育長 新聞に出てた記事ですね。私の認識として、体罰は絶対だめだと思います。これは、日本にはそれが許されてきたという文化がある。文化を払拭しなければならない時期に来ているのだと思うのです。というのは、そういう文化のない欧米では体罰ははじめからないわけですし、厳しく言ってしまいますと、それはある種の犯罪だと言えます。裁判上も犯罪として立件されてきております。きれいごとを言うなというようなレベルではないと考えています。これは、人権やあるいは人格形成に悪い影響を与えていくものではないのではないかと、そのように認識しています。

ただ、ではどうしたらいいのかというのが今、非常にわからない段階で、ことし小中高のそれぞれの先生方ずつくっている団体に集まっていたいただいている奈良県体力向上推進連絡会は添上高校にありますから、同じように生徒指導の方の先生方には定期的に大和広陵高校で集まってもらおうと思っています。大和広陵高校へ今、以前保健体育課長をしていた者が校長として行っておりますので、生徒指導と部活指導の仕方をそこでしっかり研究しようと、体罰のない指導の仕方を、できればオリジナルなものをつくりたいと思います。

いずれにしても、体罰は絶対だめだと思うのです。体罰をした先生を処分するときには、自分としても本当にもう泣きたくなるぐらいの思いがします。非常に熱意のあるいい人なのですが、人間関係さえ結ばれてあれば構わないのだというような風潮があるのです。それは、構わないのではなくて、子どもが人間関係の中で我慢してくれているだけ

なのだと。どこかで我慢が切れてしまうと、当然それは許されざることに展開していきま
す。そのようなことになぜ足を踏み出していくのかということ非常に残念に思っている
思いがありますので、どうしても体罰はやめさせていきたいと思っております。

○沼田保健体育課長 官本委員のお尋ねでございますが、県立学校教職員における正規の
勤務時間を超えての業務従事者ということです。まず1カ月当たり80時間以上100時
間未満業務に従事した職員の人数は、延べ757名でございます。また、1カ月当たり1
00時間以上業務に従事した職員の人数は、延べ830人でございます。以上ございま
す。

○石井教職員課長 定数内講師を減らしていくことについて答えさせていただきたいと思
います。

先ほど委員からもご紹介がございましたが、平成25年4月における定数内講師の数は、
全体で1,048名となっております、昨年よりわずかでございますが2名減っており、
率といたしましては10.8%で、昨年とは変わらないのでございますが、ほんの少しで
すがニーズとしては減っております。

また、お述べの特別支援学校についてでございますが、平成25年4月1日現在で18
7名の定数内講師がおります。講師率としては21.2%になっておりまして、昨年度
よりも0.3ポイント改善をしております。

定数内講師が多くなっております主な要因といたしましては、定年前の退職者数の把握
が難しく、退職者総数が非常に読みにくい状況の中、採用数を年度初めに決めていかざる
を得ないということ、また、特別支援学校につきましては児童生徒数がこの10年で50
0人を超える規模でふえていることです。率といたしまして約55%の急増となっている
ことに加え、さらに春に就学する児童生徒数が就学指導の関係上、なかなか確定がしづら
いという事情もございます。いずれにいたしましても、県教育委員会といたしましては、
児童生徒数に応じた定数確保はもとより、教員の年齢構成の平準化を図りつつ、講師率も
考慮しながら計画的な採用に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○吉田スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブに関連して3つの質問をいただきま
した。まず、1つ目がtotoの今後の見通し、2つ目が総合型地域スポーツクラブの会員の
獲得の関係、それから3つ目がそのクラブの活動拠点でございます。

まず、1番目のtotoの今後の見通しということでございます。独立行政法人日本スポー
ツ振興センターが実施しているスポーツ振興くじを使った助成、いわゆるtotoの助成でござ

ざいます。こういったものを活用いたしましてスポーツ環境の整備ですとか、とりわけ総合型地域スポーツクラブの設立、育成に充てています。平成25年度に関しましては、副委員長ご指摘のとおり、かなり厳しい結果になったわけですが、日本スポーツ振興センターの方に問い合わせますと、totoの売り上げ自身は平成23年、24年度と横ばい傾向にあるものの、全国から財源総額を大幅に超える申請があった。これまで申請のなかった自治体あるいはスポーツ団体からの申請が最近増えているということでございます。結果的に、申請どおりの助成ができなかったようでございます。我々としたしましては、総合型の立ち上げ時には大変貴重な財源というふうに認識しておりますので、既に日本スポーツ振興センターに対しましても今後は申請額どおり助成していただくように要望しております。

それから、2つ目の会員の獲得に向けてでございますけれども、総合型地域スポーツクラブというのはご承知のとおり、地域の住民の方々が会員となりまして、会費や教室などの参加料などにより自主的に運営されるものと考えております。自主的な運営のためには安定した収入を確保することが必要で、補助金などの収入に頼り過ぎるよりは会費や参加料などの事業収入の割合を高めていくことが重要と考えています。そのためには、クラブの活動状況などをしっかりとPRする、あるいは会員や地域住民のニーズに対応した魅力あるプログラムの提供などを通じての新規会員の創出や拡大が必要と考えているところでございます。今後はクラブ間におきまして意見交換や情報交換をしっかりとさせていただくと同時に、県で設置いたしましたスポーツ支援センターによるクラブ運営に関する相談を充実させながら、先進的な取り組み、あるいは多くの会員を抱え運営しているクラブの活動の紹介などをしっかりとやりながら会員獲得につながるよう、引き続き、今まで以上に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

それから、身近な地域で気軽に運動、スポーツに親しめるということから、スポーツ環境の整備は大変重要なことだと認識しております。活動の拠点となる施設の利用につきましては、学校体育施設や公共スポーツ施設を有効に活用することが大変重要だと考えております。このため、すでに設置しております地域教育力サミットの学校地域スポーツ連携部会において、学校体育施設等、市町村スポーツ施設の有効活用について検討課題としているほか、8月に改正する予定の県市町村スポーツ推進協議会におきまして、県内スポーツ施設の効果的な活用方法などを検討することといたしておりまして、総合型地域スポーツクラブが各施設を有効に活用できるように働きかけていきたいと考えております。以上

でございます。

○宮本副委員長 ありがとうございます。教育長には突然質問をしたわけですが、にもかかわらず丁寧に答えていただきました。体罰は犯罪だと、きれいごとを言うなというレベルではないと、あるいは人格形成に影響を与えるものだということで、体罰根絶の先頭に立っていただける心強い答弁だと受けとめました。引き続きそういう観点から、ぜひご努力いただければと思いました。

それから、教師の多忙化の問題についてですが、80時間超が757名、100時間超が830名ということで、以前にいただいた資料から見ましてもだんだんふえてきていると感じております。3年前の2009年度で言いますと、80時間超は569名でしたし、100時間超は630名だったということから見ても、ふえていると思いました。

また、2006年に労働安全衛生法が改正されました。これを受けて、これまで適用されてこなかったことがむしろ問題なのですが、文部科学省も学校にも労働安全衛生法が適用されるのだということで、労働安全衛生管理体制の整備について2007年に通知を出したと思うのです。この通知の徹底、つまり労働安全衛生の管理体制は今、どのようになっているのか。県立学校について、そして市町村の小・中学校について、把握されている範囲で現状を明らかにしていただきたいと思います。

○沼田保健体育課長 県立学校の労働安全衛生体制の問題でございますが、平成8年4月より県立学校の労働安全衛生管理規定を定めまして、その中で教職員の健康、安全にかかわる諸規定を定めております。総括労働安全衛生管理者を校長といたしまして、教職員の中で衛生管理者、また衛生推進者等を設け、その中には衛生委員会という、学校の中での教職員の労働条件、また労働環境を整えるための委員会を設置いたしまして、それぞれの学校単位で協議をしているところでございます。事務局は、県教育委員会で担当をさせていただいている、体制を整えているところでございます。

○宮本副委員長 2006年の法改正の前からそういう体制はつくって取り組んでいただいているということなのですが、この体制の中で非常に気になっているのは、管理責任者である校長先生が例えばあなたは明らかに働き過ぎだから診てもらいなさいと医師の面談などを勧めた場合に、教師の側は、いや、自分は大丈夫です、これは、やりたくてなった仕事であり、必要だと思ってやっている仕事なのだと、燃えて働くわけです。そのために80時間、100時間を超えるという教師の働き方そのものに、最初に申し上げたメンタルヘルス、精神疾患がふえる構造的な問題があると思うのです。80時間を超えると過労

死ラインと言われるのはなぜかという、1カ月に80時間を超える残業が6カ月続いた場合に、脳血管障害や心疾患で亡くなる、あるいは精神的な病を生じ、そして自殺に至るという過労死との蓋然性が認められるというのが、今の一般的な過労死裁判の判断基準になっているのです。ということは、今報告されました80時間を超える、790人と830人ですから約1,600人、延べ数ですから必ずしも1,600人ということではないのですが、この80時間を超える人たちはいつ過労死してもおかしくないという状況にあるわけで、一刻も早くそういう働き過ぎてしまうという仕組みを解消する必要があると思うのです。その一つが定数内講師の解消であったりするのかははっきりわかりませんが、とにかく定数を手厚く配置するなり、あるいは1人の先生に負担がかかり過ぎるといった体制を解消するの必要があると改めて思った次第です。

きょうはこれ以上深く掘り下げはしませんけれども、そもそも労働安全衛生法というものは労働基準法と相まって、職場において労働者の安全と健康を確保する、また、快適な職場環境の形成を促進するという目的でつくられた法律なのです。その中には、労働衛生委員会というものを設置しなければならない、その委員は労働組合の組合員が半数を占めなければならないなど、いろいろな規定があるわけですが、学校現場ではまさにそういうものが全く整備をされずに、労働安全衛生の体制をせつかくつくっていただいても、やりがい、生きがいに燃えて働くという、教師の労働のあり方が、過労死ラインを超える働き方を生むという現状があるというふうに思っております。そういう点でこの問題、ぜひ引き続き関心を持って見ていきたいと思っておりますが、途中で述べました定数内講師の解消とあわせて、しっかり教員の定数確保をしていただくことで解消に向かっていただきたいと思いました。

最後に、地域スポーツクラブについてはスポーツ振興課長の方から完璧な答弁をいただきましたけれども、今後、奈良県の中で地域スポーツクラブを網の目のように組織していくと思います、必ずこの財政面の支援ですとか会員確保に向けての県の支援というものが必要になってくると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきますよう要望しまして、質問を終わります。

○藤野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤野委員長 なければ、これもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論される場合は委員長報告に

反対意見を記載しないことになっております。

共産党は。

○宮本副委員長 反対討論する予定です。

○藤野委員長 では、議第39号中、当委員会所管分、議第46号及び議第51号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

それでは、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもちまして最終となるかと思います。この1年間、委員各位には当委員会所管事項であります学校教育等の充実並びに生活環境行政の充実等につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。

おかげさまをもちまして無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆さん方に厚く感謝を申し上げ、簡単ではございますが正副委員長のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。